

公益社団法人日本ラクロス協会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ラクロス協会定款（以下「定款」という。）第26条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員に対しては、それぞれの役員の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、及び賞与（以下、総称して「報酬等」という。）
- (2) 非常勤の役員 報酬

なお、常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上当法人の業務に従事する者をいい、また、非常勤の役員とは、役員のうち常勤の役員以外の者をいう。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事については理事会決議により、また監事については監事同士の協議により定められた額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その直前の平日とする。

- (1) 報酬 毎月25日
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支払う。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任、死亡又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任、退任、死亡又は解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附則

1 この法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条所定の公益認定を受けた際には、本規程の「一般社団法人」とある部分は、「公益社団法人」と読み替えるものとする。

2 第8条は、この法人が前項の公益認定を受けることを条件として施行する。

令和3年5月29日 制定

令和4年3月26日 改正

令和4年4月1日 施行

別表第 1（第 3 条関係）

【常勤の理事】

等級	報酬の額
等級 1 0	月額 1, 0 0 0, 0 0 0 円
等級 9	月額 9 0 0, 0 0 0 円
等級 8	月額 8 0 0, 0 0 0 円
等級 7	月額 7 0 0, 0 0 0 円
等級 6	月額 6 0 0, 0 0 0 円
等級 5	月額 5 0 0, 0 0 0 円
等級 4	月額 4 0 0, 0 0 0 円
等級 3	月額 3 0 0, 0 0 0 円
等級 2	月額 2 0 0, 0 0 0 円
等級 1	月額 1 0 0, 0 0 0 円

【常勤の監事】

等級	報酬の額
等級 5	月額 5 0 0, 0 0 0 円
等級 4	月額 4 0 0, 0 0 0 円
等級 3	月額 3 0 0, 0 0 0 円
等級 2	月額 2 0 0, 0 0 0 円
等級 1	月額 1 0 0, 0 0 0 円

【非常勤の理事及び監事】

等級	報酬の額
等級 3	日額 3 0, 0 0 0 円
等級 2	日額 2 0, 0 0 0 円
等級 1	理事会等へ出席の都度、謝金として一人一律 1 0, 0 0 0 円

別表第 2（第 3 条関係）

6 月の賞与：報酬の月額× 1

1 2 月の賞与：報酬の月額× 1